

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に当たる翌日)

目 次

◆告示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積

告 示

鳥取県告示第七百十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、保安林の平成五年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成五年九月一日

鳥取県知事 西尾邑 次

同一の単位とされる保安林の所在場所		指定目的	所 在 場 所	(ヘクタール)
単位区域名	出砂の防流			
鳥取地区	鳥取市、岩美郡、気高郡並びに八頭郡(河原町及び郡家町を除く。)	鳥取地区	鳥取市及び東伯郡	一、一四〇・六四
八頭地区	米子市、西伯郡並びに日野郡(溝口町及び江府町に限る。)	八頭地区	倉吉市及び日野町(日野町及び日南町に限る。)	二、三四二・六七
米子地区	日野地区	米子地区	倉吉市及び東伯郡	一、六六一・二二
倉吉地区	日野郡(日野町及び日南町に限る。)	倉吉地区	倉吉市及び日野町(日野町及び江府町に限る。)	七一五・九〇
鳥取	鳥取市	鳥取	鳥取市	一、六八五・二九
倉吉	倉吉市	倉吉	倉吉市	六三・一二
米子	米子市	米子	米子市	三一・四九
国府	岩美郡国府町	国府	岩美郡国府町	六・〇六
岩美	岩美郡岩美町	岩美	岩美郡岩美町	一〇四・三七
福部	岩美郡福部村	福部	岩美郡福部村	〇・三〇
郡家	八頭郡郡家町	郡家	八頭郡郡家町	一三・六四
船岡	八頭郡船岡町	船岡	八頭郡船岡町	二・〇〇
八東	八頭郡八東町	八東	八頭郡八東町	四・八八

若桜	八頭郡若桜町	一四・五一
河原	八頭郡河原町	一一・一〇
用瀬	八頭郡用瀬町	一四・七六
佐治	八頭郡佐治村	一・四〇
智頭	八頭郡智頭町	九・〇二
氣高	氣高郡氣高町	一・三〇
鹿野	氣高郡鹿野町	八四・九〇
青谷	氣高郡青谷町	四・七五
東郷	東伯郡東郷町	四四・六〇
三朝	東伯郡三朝町	五四・〇一
閼金	東伯郡閼金町	一六・八八
北条	東伯郡北条町	〇・〇九
東伯	東伯郡東伯町	五八・〇六
赤崎	東伯郡赤崎町	一・二三
中山	西伯郡中山町	一・五二
大山	西伯郡大山町	一九・〇〇

健衆の保												
西部地区	中部地区	東部地区	大谷奥	法勝寺	本宮	孝靈山	杉地	金屋	楓下	大谷	水谷	赤波
米子市、 日野郡	倉吉市及び 境港市、西伯郡及び	鳥取市、 気高郡	奥西伯郡西伯町大字伐株字大谷	西伯郡西伯町大字法勝寺	西伯郡淀江町大字本宮	西伯郡大山町宮内、坊領、赤 門野及び長田字孝靈山	東伯郡東伯町大字杉地	東伯郡東伯町大字金屋	東伯郡東伯町大字楓下	東伯郡大栄町大字水谷	氣高郡鹿野町大字水谷	八頭郡用瀬町大字赤波
六・〇三	三四・六四	七七・二八	○・〇八	○・四四	一・〇八	一四・四二	○・七二	○・六八	○・一〇	一・四八	一・一二	一・五六